

企画競争実施に関する公告

次のとおり企画競争を実施しますので、公告します。
令和8年5月13日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 吉岡 知哉

1. 調達内容

- (1) 件名 日本学生支援機構市谷事務所内における清涼飲料水等自動販売機の設置・管理運営業務
- (2) 件名の特質等 業務説明書による。
- (3) 委託期間 令和8年7月8日から令和11年3月31日まで
- (4) 履行場所 業務説明書による。
- (5) その他詳細は業務説明書による。

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

本件の企画競争に参加できる者は、以下の条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 令和7・8・9年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」又は「物品の販売」の「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和8年3月31日付号外政府調達第58号の官報の競争参加資格の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 本機構理事長から取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に規定するところの暴力団、準構成員、又はその関係者でないこと。

3. 企画競争に係る手続等

- (1) 担当部署
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10番7号
独立行政法人日本学生支援機構 財務部 経理課 契約係 TEL 03-6743-6022
- (2) 公募要領等の配付期間及び場所
本公告の日から令和8年5月27日(水)までに、本機構ホームページからダウンロードすること。ダウンロードにはパスワードが必要なため、令和8年5月27日(水)午後5時までに、以下のとおり keiri-k@jasso.go.jp へ依頼すること。
①電子メールの件名は「パスワード交付依頼(自動販売機の設置・管理運営)」とすること。
②電子メール本文に、会社名、全省庁統一資格の業者コード、担当部署、担当者氏名、電話番号、FAX 番号、メールアドレスを記載すること。

4. 企画競争に係る必要書類の提出方法等

- (1) 提出書類及び提出方法 公募要領による。
- (2) 提出期限 令和8年6月10日(水)午後5時
- (3) 提出先 3.(1)に同じ。

5. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約書作成の要否
要。
- (3) 本公告に示した企画競争に必要な資格の無い者による提出書類、又は資料に事実と異なる記載をした者による提出書類は無効とする。
- (4) 企画提案書等提出書類の作成に係る一切の費用は提案者の負担とし、提出した企画提案書等提出書類は返却しないものとする。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3.(1)に同じ。
- (6) 本機構は独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象となっているため、提出された企画提案書等は本機構の保有する法人文書として開示されることがあるので予め承知の上、企画競争に参加すること。
また、本機構が企画競争に付する案件の応札情報については、本機構の契約事務取扱細則に基づきホームページ等で開示を行うので、予め承知の上、企画競争に参加すること。
- (7) 上記(6)のほか、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、機構と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなっているため、該当がある場合は、契約締結時に下記URLの様式を提出すること。
https://www.jasso.go.jp/about/procurement/nyusatsu_buppin/_icsFiles/afieldfile/2023/08/10/jyoho_kouhyou.pdf
提出された情報に基づき、機構との関係に係る情報についてはホームページ等で公表を行うため、所要の情報の機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札又は契約の締結を行うこと。なお、当該案件への応札又は契約の締結をもって同意したものとみなすこととする。
- (8) 詳細は、公募要領、業務説明書による。
- (9) 実施に当たっては、契約書及び企画提案書を遵守すること。

以上